

令和5年度監事監査報告書

令和6年5月29日

学校法人 岩崎学園
理事会 御中

学校法人 岩崎学園

監事 杉山 健 

監事 野並 晃 

私たちは、私立学校法第37条第3項及び学校法人岩崎学園寄附行為第18条に基づいて、学校法人岩崎学園の令和5年度(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)の業務並びに財産状況について監査致しました。その結果につき、次のとおり報告致します。

1. 監査方法の概要

監事は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等から当法人の教育事業等の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、必要に応じて法人が設置する各校に報告を求めました。

また、業務及び財産の状況を調査し、また会計監査人から報告及び説明を受け、計算書類及び附属明細書の状況を調査致しました。

2. 監査の結果

- (1) 学校法人の業務に関する決定及び執行並びに理事の業務執行は適切であり、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実は認められません。
- (2) 大学院大学、専門学校、保育園及び幼稚園は、法令及び学則の定める適正な方法に従って運営されているものと認めます。
- (3) 教育事業等に関する各種許認可申請手続きは、法令及び学則の定める適正な方法に従って行われているものと認めます。
- (4) 学生及び園児の募集方法は、学則及び募集要項の定める適正な方法に従って行われているものと認めます。
- (5) 資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表及び財産目録は、学校法人会計基準の定める適正な方法に従って行われ、会計帳簿の記載と合致しているものと認めます。
- (6) 収益事業は、寄附行為の定めるところにより適正な方法に従って行われているものと認めます。また会計処理については、公正かつ適正な会計基準によって処理されているものと認めます。
- (7) 財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書の備付は、法令及び寄附行為の定める適正な方法に従って行われているものと認めます。

以上